

行橋市複合文化施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月25日

行橋市長

工藤政宏

行橋市条例第29号

行橋市複合文化施設条例の一部を改正する条例

行橋市複合文化施設条例（平成17年行橋市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表1備考に次の4号を加える。

- (8) ホール（客席部分を除く。）を文化芸術活動の練習等のために使用する場合（平日の1区分に限る。）は、この表に定める額に10分の3を乗じて得た額を徴収する。ただし、冷暖房使用料については、舞台部分に係る冷暖房使用料に限り、この規定を適用する。
- (9) 前号の場合において、当該算定額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (10) 既にホール（客席部分を含む。）の使用の許可を受けている者は、当該許可を取り消し、又は変更して第8号の規定の適用を受けるホールの使用の申請をすることはできない。
- (11) 第8号の場合においては、別表2の付属設備等を使用することができないものとする。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。